

指定管理者選定評価表

(習志野市高齢者福祉センター芙蓉園及び習志野市立東部デイ・サービスセンター)

区分	選定項目	採点するにあたっての判断項目	配点	指定管理者
共通事項 (条例第4号)	1. 利用の平等な確保	(1)施設の設置目的を理解し、「公の施設」の管理運営の考えが妥当であるか	5	4.1
		(2)市民への事業広報活動、市民の平等な利用について工夫はあるか	3	2.1
	2. 管理能力、財政的安定性の確保及び人的能力の発揮	(1)施設管理、安全対策の内容は妥当か	5	3.3
		(2)経済的(経営・収支・資産等)に安定した運営が可能か	5	3.0
		(3)適正な職員の配置が可能か、また採用・研修計画は適切か	5	3.0
		(4)個人情報の保護の措置は十分か	3	2.3
		(5)緊急事態への対応策は十分であるか	3	2.4
	3. 施設の最大限の発揮と経費の削減	(1) サービス向上及び利用者の増加等、施設の効用を最大限に発揮させる取り組み内容となっているか	5	4.7
		(2) 管理運営経費の削減が図られているか	20	12.0
	共通事項計			54
個別事項	その他、公の施設に関し必要な事項	(1)サービスの提供について	5	4.7
		(2)各種相談体制について	3	2.1
		(3)日常の健康管理や医療機関との連携について	3	2.3
		(4)衛生管理について	3	2.1
		(5)地域との連携について	3	2.6
		(6)地域振興について	3	2.6
		(7)ボランティアの活用について	3	2.4
		(8)主催事業の実施計画及び特に提案したい企画について	3	2.6
		(9)その他の事項	20	16.0
	個別事項計			46
合計			100	74.3